

第2編 平素からの備え

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部における平素の業務

市の各部は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【市の各部における平素の業務】

部 名	平 素 の 業 務
総務部	1 国民保護協議会の運営に関すること 2 市国民保護対策本部に関すること 3 市国民保護計画の見直し・変更に関すること 4 避難実施要領の策定に関すること 5 物資及び資材の備蓄等に関すること 6 国民保護措置についての訓練に関すること 7 初動体制の整備に関すること。 8 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること 9 安否情報の収集体制の整備に関すること 10 職員の参集基準の整備に関すること 11 特殊標章等の交付等に関すること 12 被災情報の収集・提供体制の整備に関すること 13 その他各部に属さない武力攻撃事態に関する整備
経営政策部	1 国民保護に関する広報及び広聴に関すること 2 救援物資の運送及び配分に関すること 3 報道機関との連絡に関すること 4 復旧に関すること
市民環境部	1 ごみ等廃棄物の処理に関すること 2 仮設トイレのし尿処理に関すること

地域振興部	避難施設の運営体制の整備に関する事
福祉子ども部	避難行動要支援者の安全確保及び支援体制の整備に関する事
生涯健康部	1 医療及び防疫に関する事 2 医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事 3 救援物資の輸送、配分、管理に関する事 4 保健、衛生に関する事 5 避難施設の運営体制の整備に関する事
都市整備部	1 道路及び橋りょう及び公園の保全に関する事 2 応急仮設住宅等の確保及び応急修理に関する事 3 河川、道路等における障害物の除去に関する事 4 応急給水に関する事 5 その他災害復旧対策の土木、建築に関する事 6 下水道施設の点検、整備、復旧に関する事 7 下水道施設の警戒等に関する事
その他の部等	災害に対する応援のための体制整備に関する事

※ 国民保護に関する業務の総括、各部等の調整、企画立案等については、総務部長、防災防犯課長等の国民保護担当責任者が行う。

【参考】清瀬消防署における平素の業務（東京都国民保護計画抜粋）

機関の名称	平 素 の 業 務
東京消防庁 第八消防方面本部 清瀬消防署	1 消防活動体制の整備に関する事 2 通信体制の整備に関する事 3 情報収集・提供体制の整備に関する事 4 装備・資機材の整備に関する事 5 特殊標章の交付・管理に関する事（東京消防庁職員に限る。） 6 生活関連等施設、危険物質等（消防法に関するものに限る。）取扱所の安全化対策に関する事 7 事業所に対する避難等自主防災体制の指導に関する事 8 避難住民の臨時的収容施設等に関する基準に関する事 9 都民の防災知識の普及及び防災行動力の向上に関する事

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応

に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確保

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、東京消防庁（清瀬消防署）との間で構築されている情報連絡体制を踏まえて当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定無	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		① 情報収集体制 (担当課対応)
	・全庁的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合 ・突発的かつ局地的な災害に対し、災害対策本部を立ち上げるまでの間		② 危機管理室体制
	原因不明の事案が発生するなど、その被害が災害対策基本法上の災害 ^(*) に該当し、国民保護に準じた措置を実施する必要がある場合		③ 市災害対策本部体制
事態認定有	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全部等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	① 情報収集体制 (担当課対応)
		全庁的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合	② 危機管理室体制
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③ 市国民保護対策本部体制・市緊急対処事態対策本部体制

(*) 災害対策基本法第2条第1号後段「その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」に該当。

【職員参集基準】

体 制	参集対象職員
① 情報収集体制（担当課対応）	総務部防災防犯課職員が参集
② 危機管理室体制	・ 総務部防災防犯課職員 ・ 各部国民保護主管課職員 ・ 事案・事態関係課職員 ・ 総務部長
③ 市国民保護対策本部体制・ 市緊急処理事態対策本部体制 市災害対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】

名 称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
市 長	副市長	教育長	総務部長
副市長	教育長	総務部長	防災防犯課長
総務部長	防災防犯課長	防災防犯課係長	防災防犯課係長

(6) 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市役所庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設を安全確保が図れる30人以上の人員収容ができる場所に指定する。

(7) 職員の所掌事務

市は、(3)①～④の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(8) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」

という。)を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

3 消防の初動体制の把握等

(1) 清瀬消防署の初動体制の把握

市は、清瀬消防署からの情報を受け、その初動体制を把握する。また、地域防災計画における消防署との情報連絡体制を踏まえ、特に初動時における緊密な連携を図る。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、都と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、都と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに市は、東京消防庁が特別区における消防団員の参集基準として定める基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、手続項目ごとに、あらかじめ以下のとおり担当課を定める。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

		担当課
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)	総務課
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)	総務課
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)	都市計画課
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)	総務課
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	防災防犯課
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)		総務課
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)		総務課

※ 表中の「法」は、「国民保護法」を表す。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、都、他の区市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、都、他の区市町村（埼玉県の隣接市町村を含む）、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

(4) 防衛行動と住民避難との錯綜防止

市は、自衛隊の武力攻撃の排除措置のための部隊が市内に集中した場合、その措置行動と住民避難等の国民保護措置等の錯綜を避けるため、市協議会の委員に任命されている自衛隊員、その他の会議に出席を求めた自衛隊員を通じて連携強化を図り、確認すべき事項について、平素から、情報・意見交換を行う。

2 都との連携

(1) 都の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき都の連絡先及び担当部署（担当局等名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、都と必要な連携を図る。

(2) 都との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、都との間で緊密な

情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の都への協議

市は、都との国民保護計画の協議を通じて、都の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 市と都の役割分担

市は、救援協力における備蓄、安否情報の収集・提供などの措置について、防災計画における役割分担を基本として、都と協議し、役割分担を明らかにするものとする。

(5) 警察との連携

市長は、避難住民の誘導が円滑に行えるよう、また自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、警察と必要な連携を図る。

(6) 消防との連携

市は、避難住民の円滑な誘導を行うことができるよう、清瀬消防署と密接な連携を図る。

3 近接市町村との連携

(1) 近接市町村との連携

市は、近接市町村（埼玉県のパ隣接市町村を含む。）の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防除、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

(2) 事務の一部の委託のための準備

市は、武力攻撃事態において、国民保護措置実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合を想定し、近接市町村等と平素から意見交換を行う。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるように、都と協力して、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

(4) 事業所等との連携

市は、都及び関係機関と協力し、市内の事業所における武力攻撃事態等の観点を交えた防災対策への取組みに支援を行うよう努めるとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 事業所に対する支援

市は、清瀬消防署が実施する、事業所防災計画等を参考とした避難誘導のための計画等の作成などの指導について、必要に応じて協力する。

6 自主防災組織等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、都と連携し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

なお、自主防災組織に対する指導、訓練を実施するにあたっては、清瀬消防署の協力を得て火災や地震等の対応に準じた避難要領等の啓発を行う。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会（※）との連携に十分配慮する。

（※）「非常通信協議会」とは、総務省が中心となり国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成する協議機関で、目的としては、地震、台風、洪水、雪害、火災、暴動その他の非常事態が発生した場合に、人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図ることとしている。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、都国民保護計画における通信連絡系統を踏まえ、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理

及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・都と連携し、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 通信連絡手段・システム等

- 国、都内の区市町村、都出先機関、警視庁、東京消防庁、ライフライン機関の各防災機関及び他都道府県との通信連絡には、地域防災計画で整備された、次に掲げる通信連絡手段及びシステムを活用する。
- 国の防災機関
 - ・緊急情報ネットワークシステム（E m－N e t）、全国瞬時警報システム（J－A E R T）、中央防災無線、消防防災無線、地域衛生通信ネットワーク
 - ・東京都防災行政無線又はD I S（東京都災害情報システム）
- 他区市町村、都出先機関、警視庁、東京消防庁、ライフライン機関等

- ・東京都防災行政無線（固定系、移動系、衛星系）及び都各部局保有の無線
- ・東京都災害情報システム
- ・画像伝送システム（テレビ会議）

(4) 通信連絡体制の整備

- 上記の通信連絡手段、システムのほか、次のような手段により通信連絡手段の多重化を図る。
 - ・固定電話、携帯電話等の事業者回線及びインターネット回線の利用
 - ・電気通信設備（電話、電報、携帯電話）の優先利用の確保
 - ・非常無線通信（電波法第52条第4号）の利用
 - ・防災相互通信用無線の利用
 - ・アマチュア無線団体との協定の締結による民間協力の確保
- 市対策本部及び各部は、地域防災計画に準じて通信連絡責任者を選任するとともに、夜間・休日を含めて、常時通信連絡が開始できる体制を整える。

(5) 通信連絡訓練

- 市は、武力攻撃災害による通信幅及び途絶、非常用電源の利用などを想定した関係機関との情報連絡、地域住民への情報の伝達、避難先施設との通信の確保など、実践的な通信連絡を実施する。
- 市は、訓練終了後にその実施結果について評価を行い、必要に応じて、通信訓練体制の改善を行う。

(6) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報・避難指示伝達の仕組の整備

(1) 警報の伝達体制の整備

- 市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、要配慮者等に対する伝達に配慮する。
- 市長は、その職員を指揮し、警察、消防、その他関係機関の協力を得て、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、住民等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする。
- 警報の伝達にあたっては、ホームページ、Twitter、エリアメール、広報車の使用、自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討するものとする。

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。

(3) 警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察との協力体制を構築する。

(4) 伝達方法の住民への周知

全国瞬時警報システム（J-ALERT）^(*)と連携した防災行政無線のサイレンについては、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

○ 市は、警報の内容の伝達を行うこととなる市内に所在する多数の者が利用又は居住する施設について、都との役割分担も考慮して定める。

また、市は、各々の施設の管理者等の連絡先の把握、情報伝達体制を整備する。

《多数の者が利用又は居住する施設》

- ・ 大規模集客施設等（駅、病院、学校等）
- ・ 大規模な繁華街
- ・ 大規模集合住宅 外

○ 市は、都及び関係機関が行う、大規模集客施設の管理者等に対する、突発的なテロ等が発生した場合における当該施設内の人々への情報提供（館内放送等）や避難誘導體制の整備等に関する指導・助言に協力する。

(6) 民間事業者の協力

市は、民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、都と連携して、各種の取組みを推進する。

その際、事業者の先進的な取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

(*) 対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接区市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行うシステム

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報収集のための体制整備

市は、安否情報（以下参照）を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。

また、都と安否情報の収集・回答部署、責任者等の情報を武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）等を活用し、共有するなど、相互の協力体制を確保する。

(2) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて都へ報告する。

【収集する安否情報】

1 避難住民（負傷した住民も同様）

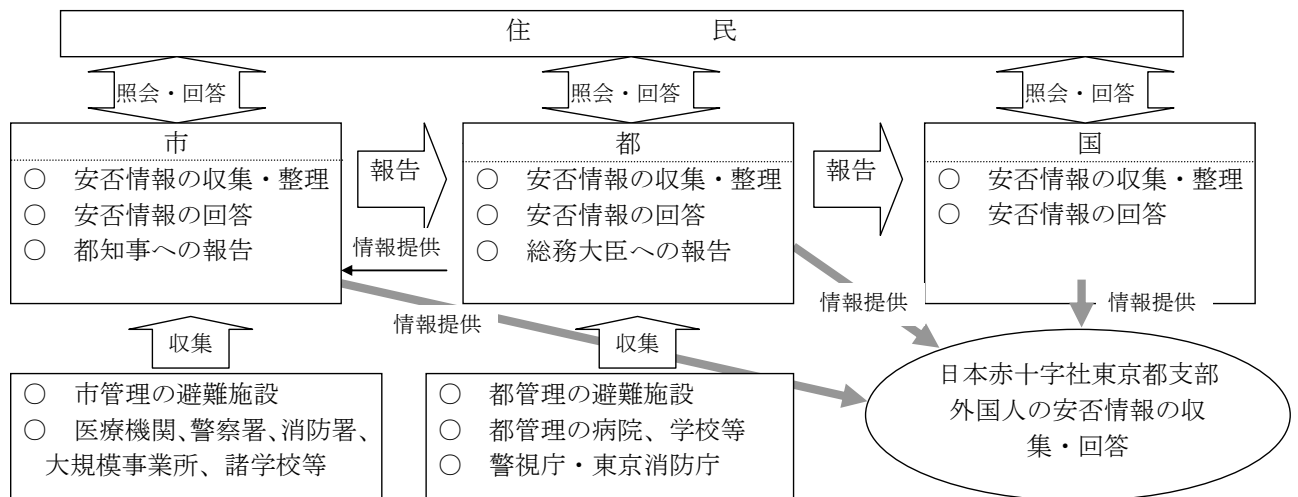
- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号を含む）
- ⑥ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表の同意

2 死亡した住民

（上記①～⑦に加えて）

- ⑧ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑨ 遺体が安置されている場所
- ⑩ 連絡先その他必要情報
- ⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意

《安否情報の収集・提供の概要》



(3) 安否情報収集・提供の役割分担

市と都は、次のような役割分担により、安否情報の収集・提供を行うものとする。
但し、個人の情報の保護に十分留意しなければならない。

- 安否情報の収集は、住民に関する情報を有する市が行うことを基本とし、都は、都の施設等からの収集など補完的に対応
 - ・市 …………… 市管理の避難施設
市管理の施設（学校等）
市内の医療機関、警察署、消防署
大規模事業所、諸学校等
 - ・都 …………… 都管理の避難施設、都の施設（病院・学校等）
警視庁、東京消防庁等
- 住民等からの照会に対しては、都及び市のそれぞれが、共有する安否情報に基づき回答するものとする。
- 個人の情報の保護に十分留意しなければならない。
- 消防署において把握した安否確認情報は、可能な範囲において市に連絡するものとする。

(4) 住民等への周知

市は、避難時に氏名や身分を確認できるもの（運転免許証、パスポート、マイナンバー、写真入りの社員証等）を携行するよう、都と連携して、住民等に周知する。

4 被災情報の収集・報告に必要な体制の整備

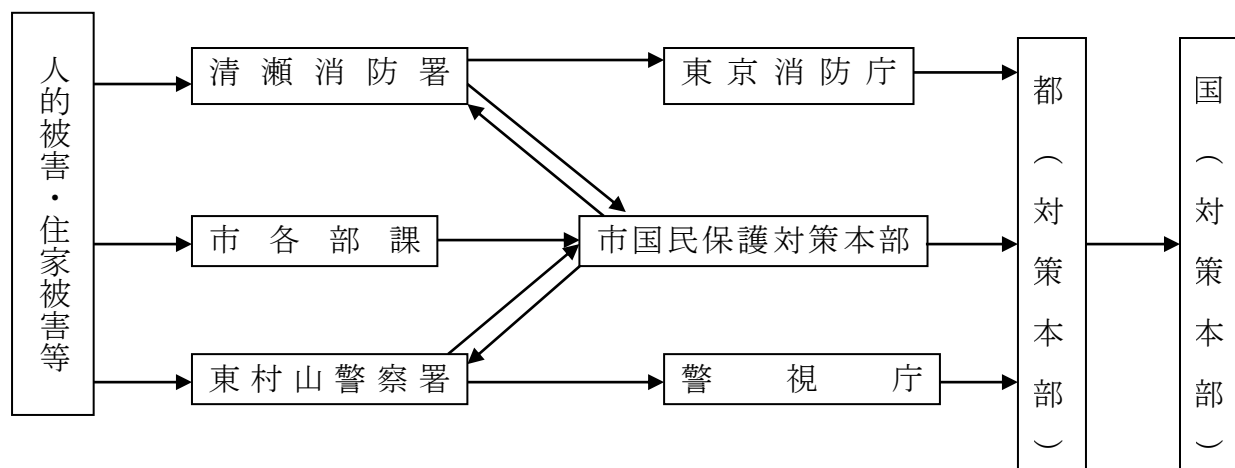
(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報（以下参照）の収集、整理及び都知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、都における被災情報の収集・報告系統を踏まえ、必要な体制の整備を図る。

《収集・報告すべき情報》

- 1 武力攻撃災害の発生日時・場所
- 2 発生した武力攻撃災害の概要
- 3 人的・物的被害状況
 - ① 死者、行方不明者、負傷者
 - ② 住宅被害
 - ③ その他必要な事項
- 4 可能な場合、死者の死亡年月日、性別、年齢、概況

《被災情報の収集・報告系統》



(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

(3) 避難行動要支援者の避難対策

市は、避難住民の誘導に当たっては、避難行動要支援者の避難について、自然災害時への対応として作成する避難行動要支援者名簿(*)を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において各部等から迅速に職員を招集し「避難行動要支援者対策班」を設置できるよう、職員の配置に留意する。

(*)【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導にあたっては自然災害と同様、高齢者、障害者等への配慮が重要で、平素から自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用する（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務付けられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は名簿情報について地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者に提供することが求められている。

第5 特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備^(*)

市は、武力攻撃事態において、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付することとなる。このため、これら標章等の交付等に係る体制の整備のために必要な事項を、以下のとおり定める。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

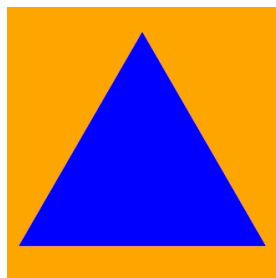
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



(オレンジ色地に
青の正三角形)

 (この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)  身分証明書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel 氏名/Name _____ 生年月日/Date of birth _____ この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____ 交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____ 有効期間の満了日/Date of expiry _____	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;">身長/Height _____</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;">眼の色/Eyes _____</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;">頭髪の色/Hair _____</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 10px;"> その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____ _____ _____ </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 20px;"> 所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER </td> </tr> <tr> <td style="padding: 10px; vertical-align: top;"> 印章/Stamp </td> <td colspan="2" style="padding: 10px; vertical-align: top;"> 所持者の署名/Signature of holder </td> </tr> </table>	身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____ _____ _____			所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER			印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	
身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____											
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____ _____ _____													
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER													
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder												

(身分証明書ひな型)

(2) 交付要綱の作成

市は、国の定める「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に基づき、具体的な交付要綱を作成する。

(*) 【特殊標章等の意義について】

1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(3) 特殊標章等の作成・管理

市は、特殊標章等の交付要綱に基づき、必要となる特殊標章等を作成するとともに、交付する必要がある場合に迅速に交付できるよう適切に管理する。

第6 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、東京都市町村職員研修所等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、都等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、都と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、都、自衛隊、警視庁、東京消防庁、海上保安庁等の職員及び学識経験者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、都、国等関係機関と共同するなどして、住民、地域の団体及び事業者の自発的な参加を得て、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、警察、消防、自衛隊等との連携によるNBC攻撃等により発生する武力攻撃事態への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について人口密集地を含む様々な場

所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いて実践的なものとなるよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、自治会・町会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、都及び清瀬消防署と協力し、大規模集客施設、学校、病院、駅、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施に努めるよう要請する。
- ⑥ 市は、警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。